

平成 30 年 11 月 20 日
介護保険課給付係

実地指導における主な指導事項等について

1 人員に関する基準

●従業員の員数

(1) 生活相談員

指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1 以上

<区条例第 59 条の 3 第 1 項>

6 第 1 項第 4 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

<区条例第 59 条の 3 第 6 項>

【主な指導対象事例】

- ・所定の資格を有する生活相談員が配置されていない日があった。
- ・所定の資格を有する機能訓練指導員が配置されていない。

適用条例等は地域密着型通所介護のものを記載しています。事業所ごとに運営基準、算定基準、Q&A 等、根拠法令を確認するようにしてください。

【指導内容】

適正なサービス提供を確保するため、人員基準に沿った人員配置を行ってください。

2 運営に関する基準

●サービスの提供の記録

(1) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、当該指定地域密着型通所介護の提供日及び内容、当該指定地域密着型通所介護について法第 42 条の第 6 項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

(2) 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

<区条例第 59 条の 20 準用第 20 条>

【主な指導対象事例】

- ・記録の内容が具体的でないため、計画書にあるサービス内容を実施したかどうかわからない。（サービス開始時間と終了時間が未記載等）
- ・加算対象である個別機能訓練や口腔機能向上訓練の内容（時間、担当者や訓練内容）が記録されていない。
- ・利用者の健康状態等により、サービス提供時間の短縮やサービス内容に変更があった場合に、その理由や変更内容が記録されていない。

【指導内容】

サービスを提供した際には、介護給付費の算定の根拠にもなるため、提供日、提供した具体的なサービス内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を書面（サービス提供記録、業務日誌等）に正確に記録するようしてください。

●地域密着型通所介護計画の作成

指定地域密着型介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した地域密着型通所介護計画（以下において「地域密着型通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、指定地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

<区条例第 59 条の 10>

【主な指導対象事例】

- ・すべての利用者で同じ内容となっており、利用者の心身の状況に沿った具体的・個別的な計画でない。（全ての曜日で同じサービス内容の計画となっていた、具体的なサービス内容が記載されていない等）
- ・課題・目標等が、すべてケアプランと同じ内容になっている。
- ・長期目標・短期目標の期間が設定されていない。
- ・通所介護計画に位置づけずに屋外での活動を行っている。
- ・評価日や評価者が記載されていない。短期目標の内容について達成度や満足度が評価されていない。
- ・サービスに関わる従業者が共同して計画を作成していない。
- ・一部の利用者について計画書を作成していない。
- ・計画書の説明や交付を行っていない、同意を得ていないものがある。

【指導内容】

それぞれ利用者の心身の状況等を踏まえた個別具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画を作成してください。また計画終了時にはその評価を行い、利用者に説明を行ってください。

3 介護給付費の算定及び取扱い

●個別機能訓練加算

イ 個別機能訓練加算（I）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定地域密着型通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で六月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下、この号において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。

(2) 個別機能訓練計画の作成及び実施において利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう複数の種類を機能訓練の項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、心身の状況に応じた機能訓練を適切に行っていること。

(3) 機能訓練指導員等が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っていること。

(4) 機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3ヶ月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者又はその家族に対して、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容の見直し等を行っていること。

ロ 個別機能訓練加算（II）

次のいずれにも適合すること。

(1) 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していること。

(2) 機能訓練指導員等が共同して、利用者の生活機能向上に資するよう利用者ごとの心身の状況を重視した個別機能訓練計画を作成していること。

(3) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、理学療法士等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(4) イ (4) に掲げる基準に適合すること。

<平27厚労告95号 五十一の三>

【主な指導対象事例】

- ・個別機能訓練計画が作成されていなかった。
- ・個別機能訓練計画に記載のある訓練内容が、個別の・具体的でない（利用者全員が同じ内容等）。

- ・利用者の状況（介護度・ADL等）に変化があり、ケアプランや通所介護計画に変更があったのに、個別機能訓練計画が見直されていなかった。
- ・個別機能訓練に関する記録に実施時間や訓練内容、担当者の記載がなかった。
- ・個別機能訓練の内容と進捗状況等を利用者又は家族に説明していなかった。
- ・個別機能訓練計画作成後、3月ごとに1回以上居宅を訪問していることが確認できなかった。

【指導内容】

算定要件に適合したサービス提供を行っているかを確認した上で、適正な請求を行ってください。

【問い合わせ先】

新宿区介護保険課給付係

電話番号 03-5273-3497